

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	由布市物価高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、由布市物価高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	由布市物価高騰緊急支援給付金に関する事務
②事務の概要	由布市物価高騰緊急支援給付金の支給の実施のため、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う基礎とする情報の管理に関する事務 ・基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し3万円を給付する。 ・前項のほか、予期せぬ事情により家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し3万円を給付する。 ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し追加で7万円を給付する。 ・前項のほか、予期せぬ事情により家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し追加で7万円を給付する。 ・本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて情報照会を行い、要件判定を行う。
③システムの名称	・非課税給付金支給情報システム ・マイナンバー連携システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・支給対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第8号 別表2の第121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第五十九条の四
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月10日	事務の概要	<p>由布市物価高騰緊急支援給付金の支給の実施のため、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う基礎とする情報の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し3万円を給付する。 ・前項のほか、予期せぬ事情により家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し3万円を給付する。 ・本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて情報照会を行い、要件判定を行う。 	<p>由布市物価高騰緊急支援給付金の支給の実施のため、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う基礎とする情報の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し3万円を給付する。 ・前項のほか、予期せぬ事情により家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し3万円を給付する。 ・基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し追加で7万円を給付する。 ・前項のほか、予期せぬ事情により家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し追加で7万円を給付する。 ・本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて情報照会を行い、要件判定を行う。 	事後	由布市物価高騰緊急支援給付金について、基準日を令和5年12月1日として、追加給付を行うことによる
	I しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	由布市物価高騰緊急支援給付金について、基準日を令和5年12月1日として、追加給付を行うことによる
	I しきい値判断項目 2. 取扱者人数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	由布市物価高騰緊急支援給付金について、基準日を令和5年12月1日として、追加給付を行うことによる